

芽室町地域公共交通総合連携計画

平成23年3月

芽室町

この計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に基づいて設置された芽室町地域公共交通活性化協議会における協議を経て、第4期芽室町総合計画に基づき、町の関連計画との整合性を図りながら、同法第5条による地域公共交通総合連携計画として芽室町が策定したものです。

芽室町地域公共交通総合連携計画 目次

．芽室町の現況と課題	1
1．地域や公共交通の現況	1
2．公共交通に対する住民ニーズ・意見等	3
3．地域公共交通の活性化に向けた課題	5
．地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ 一体的な推進に関する基本的な方針	6
．計画の区域	6
．計画の目標	7
．目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項	8
1．施策の体系	8
2．実施事業の内容及び実施主体等	9
．計画期間	13
．その他計画の実施に関し芽室町が必要と認める事項	14

・芽室町の現況と課題

1 . 地域や公共交通の現況

(1) 芽室町の概況

本町は、十勝平野の中央部に位置し、南北 35.4km、東西 22.6km、総面積が 513.91 km² の広さを有しており、東と南は十勝の中心都市帯広市、北は清水町・音更町・鹿追町に、西は日高町に接しています。町の総人口は 19,373 人、世帯数は 7,573 世帯となっています（平成 22 年 12 月末現在）。

広大な十勝平野に属し、西部は日高山脈に連なる山岳地帯で、一部は日高山脈襟裳国定公園に含まれています。市街地の北部には、十勝川が町を横断する形で西から東へ流れ、流域には広大な耕地が広がっています。南部にはミズバショウ群生地、日高山系伏美岳・ピバイ口岳、美生ダム、新嵐山スカイパークなどがあり景勝地に恵まれています。

(2) 公共交通の状況

本町では、JR根室本線、路線バス、都市間バス、タクシー、スクールバス（混乗）が公共交通としての役割を担っています。

1) JR根室本線

芽室町内には、JR芽室駅及びJR大成駅の2つの駅が立地しています。

芽室駅に停車する普通列車は、一日に帯広方面16便、清水方面13便運行しており、また、帯広・釧路方面と札幌駅を連絡する特急列車は、一日に札幌方面6便、帯広・釧路方面6便、芽室駅に停車しています。（平成22年11月30日現在、平日）

2) 路線バス

十勝バス芽室線が帯広駅と芽室駅を連絡しており、一日に上り8便、下り7便が運行しています。また、スクール便が2系統運行しています。（平成22年11月30日現在、平日）

3) 都市間バス

帯広 - 札幌間および帯広 - 旭川間を運行しており、札幌行きが一日に上下便各4本、旭川行きが一日に上下便各3本、芽室町内（国道38号）を經由しています。（平成22年11月30日現在）

4) タクシー

町内のタクシー会社は、こばとハイヤー 1 社であり、町内の公共交通としての一翼を担っています。

5) スクールバス

町内には、農村部に居住する児童・生徒の通学用に、スクールバスが13路線（各朝夕1便ずつ）運行されており、そのうち、東めむろ線を除く12路線については、一般市民の混乗が可能となっています。

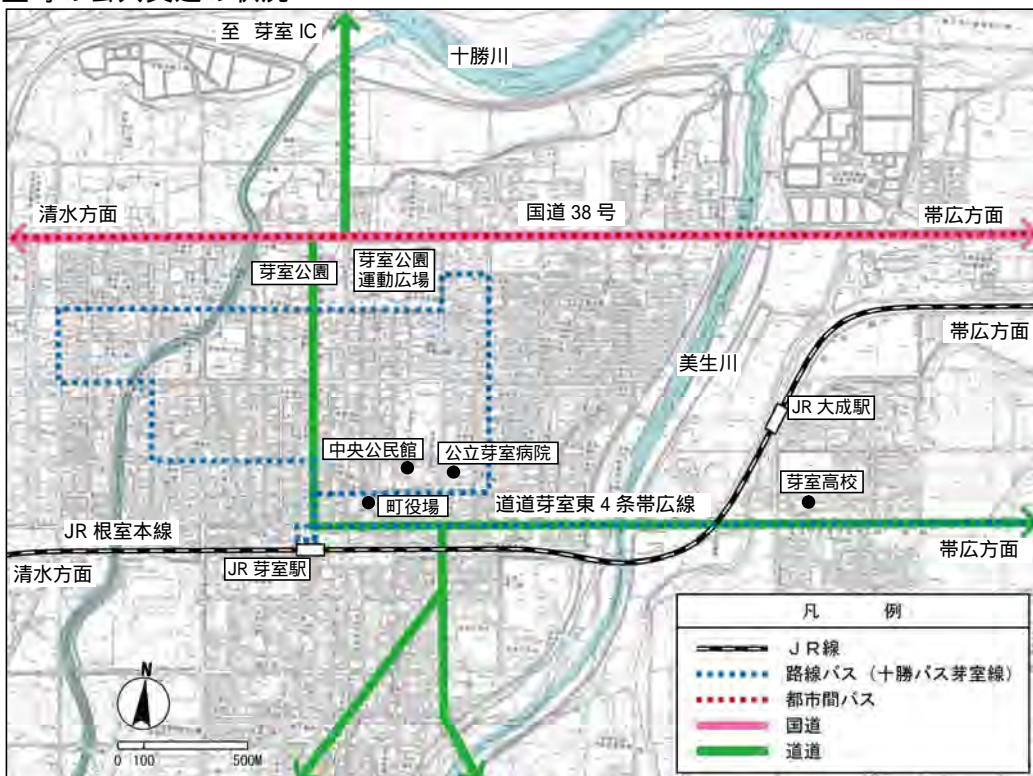
表 スクールバスの運行路線

路線名		
西士狩・美蔓線	北明・美蔓線	祥栄・平和線
芽室太・関山・毛根線	上芽室・渋山・新朝日線	報国・上渋山線
上伏古・中伏古（6線経由）線	栄・北伏古線	
坂の上・上伏古（10線経由）線	上美生・西伏美・雄馬別・新美生線	
美生・新嵐山・上美生線	北伏古・大成・日甜線	東めむろ線

表 町内の各公共交通における主な利用対象や役割など

区分	主な利用対象	主な役割	運行主体
JR	・ 住民全般	・ 近隣市町への移動(通勤・通学・通院・買物等) ・ 札幌ほか遠隔地の都市への移動	・ JR北海道
路線バス	・ 住民全般(自動車を運転しない方)	・ 帯広市への移動(通勤・通学・通院・買物等)	・ 十勝バス
都市間バス	・ 住民全般	・ 遠隔地の都市(札幌・旭川)への移動	・ 札幌行：十勝バス・拓殖バスほか、5社共同運行 ・ 旭川行：十勝バス・拓殖バス・道北バス共同運行
タクシー	・ 住民全般	・ 町内及び近隣市町への移動	・ こぼとハイヤー
スクールバス	・ 農村部に居住の児童・生徒・住民全般(自動車を運転しない方)	・ 農村部から各小中学校への通学 ・ 農村部から市街地への移動(混乗・通院等)	・ 芽室町(運行委託)

図 芽室町の公共交通の状況



2. 公共交通に対する住民ニーズ・意見等

(1) 芽室町の公共交通に関する住民意識調査

1) ねらい

町民の「日常生活における移動交通手段」や「コミュニティバスに関する考え・意見」などを把握し、今後の芽室町における公共交通のあり方を検討するために実施。

2) 結果の概要

< 普段の外出行動等について >

出かける頻度の高い目的としては、通勤・通学や買物等となっています。

出かける主な行き先は、芽室町内が5~6割となっています。

高齢者も含め、外出手段として自分で自動車を運転する割合が高くなっています。

既存の路線バス利用者・スクールバスの混乗利用者は、高齢者が多くなっています。

< コミュニティバスについて >

自宅からバス停までの時間は、徒歩5分以内を希望する割合が約7割と高くなっています。

コミュニティバスの利用意向は約3割ですが、その他の意見として、高齢になったら利用したい等の潜在的利用意向も多数見られます。

利用目的としては、買物・通院等が多く、利用時間としては午前中の希望が多くなっています。

(2) コミュニティバスの実証運行調査

1) ねらい

次年度以降に運行を予定している「コミュニティバス」について、実証運行を行い利用者の実態やニーズを把握して、本格運行の基礎資料とするために実施。

2) 結果の概要

< 秋期調査(平成22年10月に実施) > 合計利用人数1,103人(1日当たり58.1人)

高齢者のみならず、若年層の利用も多くなっています。

公立芽室病院、芽室駅前、商業施設での利用者が多くなっています。

買物等を目的とした利用が多くなっています。

自宅からバス停までの距離(概ね250m)、本運行の際の料金(予定100円)については概ね適当との評価です。

利用したい時間帯は、昼間・日中、午前中が多くなっています。

本格運行の際も利用したいとする意見が約7割です。

< 冬期調査(平成 23 年 1 月～2 月に実施) > 合計利用人数 1,914 人(1 日当り 61.7 人)
概ね秋期調査と同様の傾向となっています。
高齢者のみならず、若年層の利用も多くなっています。
公立芽室病院、芽室駅前、商業施設での利用者が多くなっています。
買物等を目的とした利用が多くなっています。
自宅からバス停までの距離(概ね 250m)、本運行の際の料金(予定 100 円)については概ね適当との評価です。
利用したい時間帯は、昼間・日中、午前中が多くなっています。
本格運行の際も利用したいとする意見は、秋期調査よりも若干高く約 8 割です。

(3) 路線バス乗降調査

1) ねらい

帯広市と芽室町間を連絡している路線バス(十勝バス 芽室線)について、現在の利用実態を把握するために実施。

2) 結果の概要

利用者層で最も多くを占めているのは、高齢者と高校生です。
芽室町内で乗車し芽室町内で降車する人の割合は 1 割未満と非常に少なく、芽室町と帯広市間で利用する人の割合は約 5 割、帯広市内で乗車し帯広市内で降車する人の割合は約 4 割となっています。

(4) スクールバス混乗実態調査

1) ねらい

農村部において運行しているスクールバスについて、一般町民の混乗実態について把握するために実施。

2) 結果の概要

混乗割合は路線ごとに異なりますが、全乗車人員のうち 1 割以上が混乗者である路線も見られます(北明・美蔓線、上芽室・渋山・新朝日線、美生・新嵐山・上美生線)
混乗者のうち多数を占めるのは、通院のために利用している女性の高齢者です。

3 . 地域公共交通の活性化に向けた課題

(1) 町民の日常生活の移動の足の確保

住民意識調査によると、目的別に外出頻度が高いものとして、通勤・通学とともに、買物・飲食等が挙げられます。また、その行き先としては、芽室町内とするものが多くを占めています。

日常的な移動手段としては、自家用車を自分で運転している割合が高く、一方バスなどの公共交通が占める割合は低い状況です。しかし今後、急速な高齢化の進行を背景に、公共交通に対する潜在的な需要は今まで以上に高まることが予想されます。

このようなことを勘案し、高齢者など交通弱者をはじめとする町民の日常生活・活動を支える足として、公共交通の確保を図っていく必要があります。

(2) 公共交通における利用しやすさへの配慮

上記を踏まえ、町民の日常生活や活動を支える公共交通に関して、住民意識調査や、コミュニティバスの実証運行調査の結果などの町民の意向を踏まえて、その運行においては利用しやすさに配慮する必要があります。

特にコミュニティバスの運行に当たっては、利用目的として買物・通院等が多くを占めていること、また、午前中や日中・昼間といった時間帯での運行ニーズが高いこと、バス停の位置や自宅からバス停までの距離など、町民の意向を踏まえていくことが重要です。

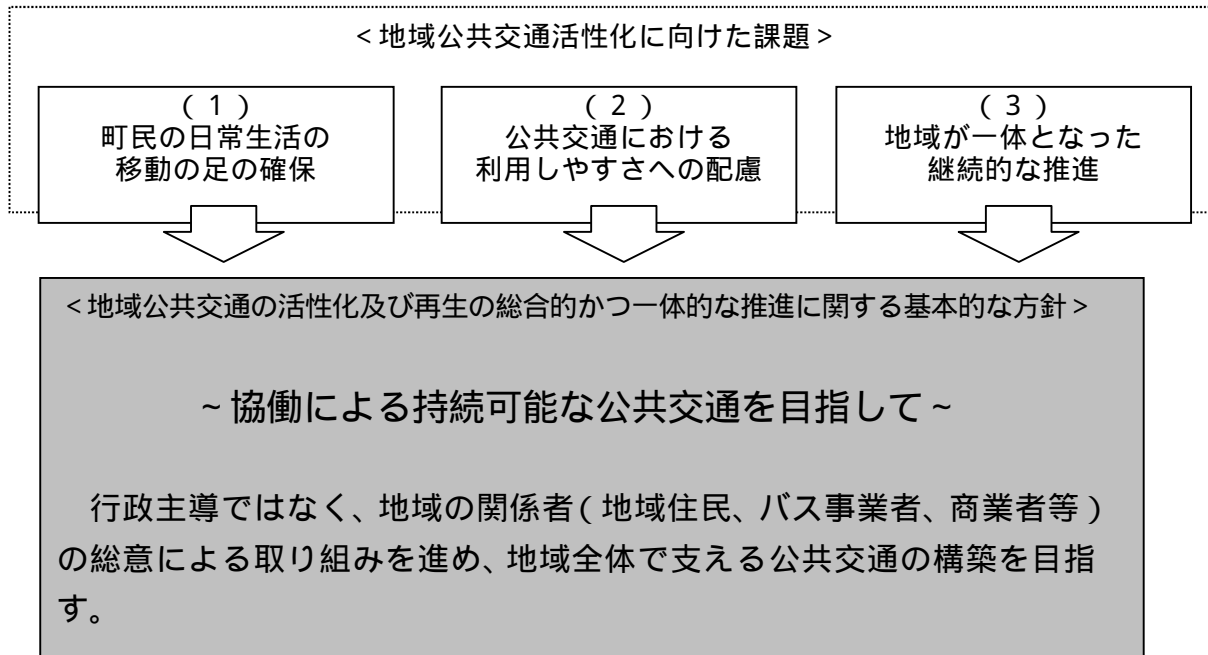
(3) 地域が一体となった継続的な推進

公共交通の活性化を進めていくためには、行政や公共交通事業者のみならず、商店街や地域住民など、全町的に広く公共交通に関する課題を共有化し、まちが一体となって取り組んでいくことが最も重要です。

このため、多様な主体の連携・協力により、各主体に関わる取り組みについて積極的に実施し、地域の公共交通を継続的に確保していく必要があります。

．地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

芽室町における公共交通をとりまく課題等を踏まえ、芽室町の地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針を以下のように定めます。



．計画の区域

この計画は、芽室町を対象区域とします。

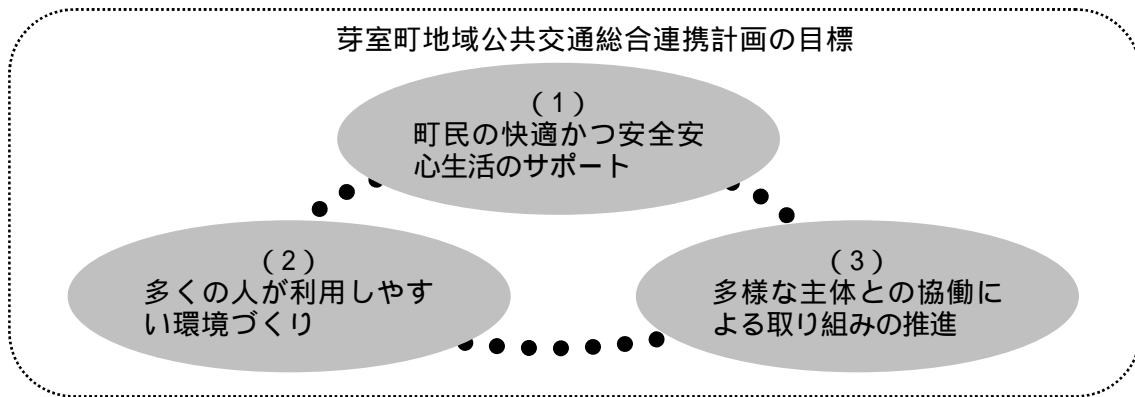


面積 : 513.91 km²
広ぼう : 東西 22.6km、南北 35.4km



・ 計画の目標

「地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針」を踏まえ、本計画の目指す目標を次のように設定します。



(1) 町民の快適かつ安全安心生活のサポート

町民の日常生活・活動を支える足として、市街地内を循環するコミュニティバスの運行を行うとともに、町内スクールバスにおける混乗利用を継続します。

コミュニティバスの運行に際して、高齢者なども乗り降りしやすい低床バスの導入、実証運行の結果等をもとにしたバス停の整備を行うとともに、利用者の実態調査実施により改善点等を把握・検討していくなど、町民の快適かつ安全安心生活のサポートを行っていきます。

(2) 多くの人々が利用しやすい環境づくり

コミュニティバスの運行に当たっては、ニーズを踏まえ、より多くの町民に活用されるよう配慮していきます。

実証運行の結果等を踏まえた利用しやすい路線設定や、コミュニティバスに関連する情報発信等を進めるとともに、車内空間をコミュニティスペースとして活用を図っていくなど、多くの人々が利用しやすい環境づくりを行っていきます。

(3) 多様な主体との協働による取り組みの推進

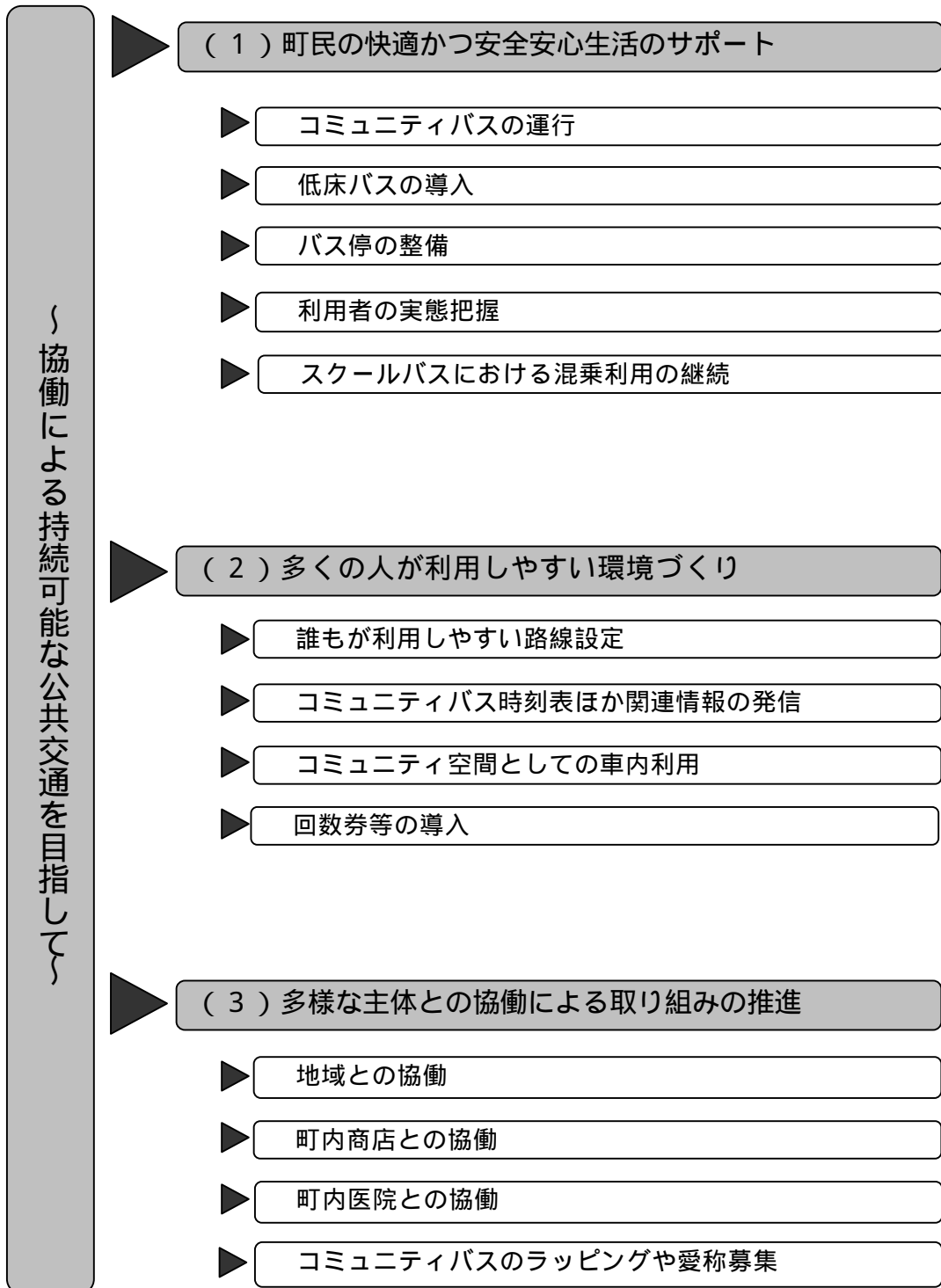
コミュニティバスについて、町民に親しまれ、町民の日常の足として定着させていくために、行政や公共交通事業者のみならず、幅広い主体の参画を図っていきます。

バス停・バス待合空間づくり等における、地域・町内商店・町内医院等との協働、町内企業との協働によるコミュニティバスのラッピングほか、多様な主体との協働による取り組みを推進します。

．目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

1．施策の体系

「地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針」を踏まえ、本計画に掲げた目標を達成するため施策の体系を以下のように定めます。



2. 実施事業の内容及び実施主体等

(1) 町民の快適かつ安全安心生活のサポート

コミュニティバスの運行

事業内容	・ 高齢者等をはじめとする町民に対し、買物・通院など日常生活の移動をサポートしていくため、市街地内を循環するコミュニティバスの運行を行います。
実施方針	・ 運行に当たっては、実証運行（H22年度）の結果を踏まえて、経路・時刻・便数等の設定を行います。
着手時期	・ 平成23年度
事業主体	・ 芽室町、公共交通事業者

低床バスの導入

事業内容	・ 高齢者等も安全かつ快適に利用できるよう、コミュニティバスの運行車両として、低床バスの導入を行います。
実施方針	・ 導入に当たっては、効率的な運行や環境に配慮した小型バスや低公害バスの検討を行います。
着手時期	・ 平成23年度
事業主体	・ 芽室町、公共交通事業者

バス停の整備

事業内容	・ コミュニティバスの停留所の整備を行います。
実施方針	・ 実証運行（H22年度）の結果をもとにして、町内にバス停を整備します。
着手時期	・ 平成23年度
事業主体	・ 芽室町、公共交通事業者

利用者の実態把握

事業内容	・ コミュニティバス利用者の意向把握調査を適宜行い、継続的な運行を目指して必要な改善を行います。
実施方針	・ 本格運行における乗車実態データの把握のために実施します。
着手時期	・ 平成23年度
事業主体	・ 芽室町、公共交通事業者

スクールバスにおける混乗利用の継続

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内スクールバス13路線のうち東めむろ線を除く12路線について、一般町民の混乗利用を引き続き行います。 ・ 東めむろ線については、教育委員会における協議結果を踏まえて検討を行います。
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在実施している取り組みを継続していきます。
着手時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度
事業主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芽室町、芽室町教育委員会、公共交通事業者

(2) 多くの人が利用しやすい環境づくり

誰もが利用しやすい路線設定

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもから高齢者まで、町民の誰もが利用しやすい路線を設定します。 ・ 誰もが利用しやすい、きめ細かなバス停を設置します。 ・ 既存路線バス及びスクールバスとの連絡を考慮した運行時刻の設定や、乗り継ぎの利便性の向上について検討します。
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の利便性を最優先とした路線を設定します。
着手時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度
事業主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芽室町、公共交通事業者

コミュニティバス時刻表ほか関連情報の発信

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティバスの取り組みについて広く周知を図るため、町のHPや広報誌などに時刻表や路線図を掲載します。 ・ 気軽に利用できるコミュニティバスとするため、ポケットサイズの時刻表等を作成します。 ・ コミュニティバス路線とともに、JR、十勝バス、混乗可能なスクールバスの各路線や町内の主要施設を記載した公共交通マップの作成を検討します。
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者にとっても、見やすく分かりやすいものとします。 ・ マップや時刻表等については、町内の公共施設をはじめ、商店街等広く配布・配置を行います。
着手時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度
事業主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芽室町、公共交通事業者

コミュニティ空間としての車内利用

事業内容	・ 車内において各種行事・ イベント情報等を周知する「動くすまいるボード（町からのお知らせ掲示板）」を設置し、車内をコミュニティ空間として活用します。
実施方針	・ 町内の文化活動やコミュニティ活動ほか関連団体との調整のもと、情報発信媒体として活用します。
着手時期	・ 平成23年度
事業主体	・ 芽室町、公共交通事業者、町内関連団体（芽室町体育会、芽室町文化協会など）

回数券等の導入

事業内容	・ コミュニティバスの回数券を導入し、高齢者の外出促進をはじめ利用の促進を図ります。 ・ 高齢者の運転頻度減少のため、運転免許証返上者へのコミュニティバス利用券の交付等を実施します。
実施方針	・ 商店街や商工会、観光物産協会（呼路歩来）、JAめむろ等との連携により、回数券を販売します。
着手時期	・ H23年度
事業主体	・ 芽室町、公共交通事業者

(3) 多様な主体との協働による取り組みの推進

地域との協働

事業内容	・ 冬期間のコミュニティバスの各バス停の除雪など、地域が主体となって取り組んでいく仕組みづくりを進めます。
実施方針	・ バス停管理における地域との協働の可能性を検討し、順次推進します。
着手時期	・ 平成23年度
事業主体	・ 芽室町、公共交通事業者、町内会

町内商店との協働

事業内容	・ コミュニティバスの利用者・地元での買い物客の相互の確保に向けて、コミュニティバス利用者に対して地元商店で利用できるクーポン等を配布します。 ・ 天候の悪い日でも快適にバスを待てるように、コミュニティバスの各バス停に近接する商店等において、店舗内でのベンチの設置等、バス待合環境づくりを進めます。
実施方針	・ 実証運行（H22年度）における配布・利用状況を踏まえて実施します。
着手時期	・ 平成23年度
事業主体	・ 芽室町、商工会、各商店会、JAめむろ

町内医院との協働

事業内容	・ 病院、特に内科を利用するニーズが高いことから、内科医院前にバス停を設置するとともに、バス停の管理は内科医院が行うなど、協働による取り組みを進めます。
実施方針	・ ニーズの高い内科医院との連携可能性を検討し、順次推進します。
着手時期	・ 平成23年度
事業主体	・ 芽室町、各医院

コミュニティバスのラッピングや愛称募集

事業内容	・ コミュニティバスについて、町内企業との協働によるラッピングやデザインを導入します。 ・ 町民に親しまれ愛着の持たれるバスとするため、愛称をつけます。
実施方針	・ 愛称については、町民から広く募集します。
着手時期	・ 平成23年度
事業主体	・ 芽室町、公共交通事業者

．計画期間

本計画は、公共交通事業者をはじめ町内会や商工会・各商店会など関係団体との十分な連携・協議による推進が必要不可欠であることから、計画期間は中長期的視点に立ち平成23年度から平成29年度までの7年間とします。

連携計画に定める各事業については、芽室町地域公共交通活性化協議会において協議・調整を図りつつ、当面は以下のように実施していくこととします。

また、今後の町民生活や経済状況の変化を的確に把握しながら、本計画を進行管理していくこととし、計画の変更が必要な際には、関係機関との協議の上、柔軟に見直しを行います。

実施事業	H23	H24	H25	H26～
(1) 町民の快適かつ安全安心生活のサポート				
コミュニティバスの運行	準備		運行	
低床バスの導入	導入			
バス停の整備	整備			
利用者の実態把握			実施	
スクールバスにおける混乗利用の継続			継続実施	
(2) 多くの人が利用しやすい環境づくり				
誰もが利用しやすい路線設定	協議・検討		路線設定(必要に応じて見直し)	
コミュニティバス時刻表ほか関連情報の発信	作成		情報の更新等	
コミュニティ空間としての車内利用	協議・準備		順次実施	
回数券等の導入	検討		実施	
(3) 多様な主体との協働による取り組みの推進				
地域との協働	協議・検討		順次実施	
町内商店との協働	協議・検討		順次実施	
町内医院との協働	協議・検討		順次実施	
コミュニティバスのラッピングや愛称募集	募集・決定			

．その他計画の実施に関し芽室町が必要と認める事項

本計画に掲げた、「協働による持続可能な公共交通」を目指して、事業者・町民・行政が一丸となり各種事業の推進を図らなければなりません。